成田市職員の退職管理の適正の確保について

平成28年3月

企画政策部人事課

（令和8年10月　一部改訂）

はじめに

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成２６年法律第３４号）が平成２６年５月１４日に公布され，平成２８年４月１日から施行されます。同法による改正後の地方公務員法では，地方公務員の退職管理の適正を確保するため，退職管理に関する規定が新たに設けられました。

再就職者が市の職員に対し，職務上の行為をするように，又はしないように要求し，又は依頼することについては，離職後も在職時の職務に一定の影響力を有すると考えられる再就職者が，その影響力を行使することにより，職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから，今回の法改正により規制することとしたものです。

本市においても，今回の地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ，成田市職員の退職管理に関する条例及び成田市職員の退職管理に関する規則（以下「退職管理条例等」という。）を制定し，平成２８年４月１日から施行します。

具体的には，改正後の地方公務員法及び退職管理条例等の規定に基づき，営利企業等に再就職した元職員は，離職後２年間，離職前５年間の職務に関して働きかけをすること等が禁止されるほか，営利企業等に再就職した元職員のうち，離職した日の５年前の日より前に部長級及び課長職に就いていた者は，その職務に関しても，離職後２年間，現職職員への働きかけが止されるとともに，再就職情報の届出が義務付けられることとなります。

職員の皆様におかれましては，本条例の趣旨をご理解のうえ，退職管理に係る届出等について，適切な対応方よろしくお願いいたします。

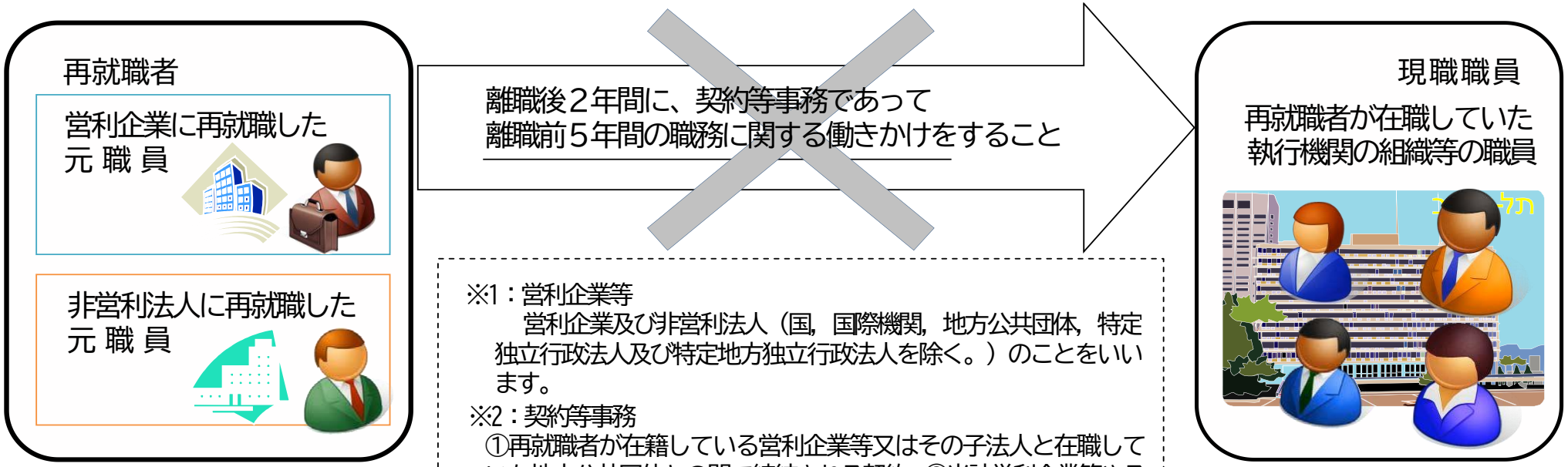
１．元職員による働きかけの規制（地方公務員法第３８条の２関係）

（１）離職後に営利企業等※１に再就職した元職員（＝再就職者）は，離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して，当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※２について，離職後２年間，離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように，要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

（２）在職中のポストや職務内容により，規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

（３）規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また，元職員から働きかけを受けた職員は，公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

《働きかけの規制の基本型》



※1：営利企業等
　営利企業及び非営利法人（国，国際機関，地方公共団体，特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※2：契約等事務
　①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約，②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

２．元職員による働きかけの規制の内容（地方公務員法第３８条の２関係）

＜在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い＞

	規制を受ける主体	適用条文	規制を受ける期間	規制の対象となる行為	規制の対象となる相手方
①	再就職した元職員（職位問わず）	第３８条の２第１項	離職後２年間	契約等事務であって離職前５年間の職務に属するものについての要求・依頼	元職員が離職前５年間に在職していた組織等の現職職員
②	部長級の職に，離職した日の５年前の日より前に就いていた再就職した元職員	第３８条の２第４項	離職後２年間	①に加え，契約等事務であって離職した日の５年前の日より前に就いていた部長級の職務に属するものについての要求・依頼	当該職に就いていたときに在職していた組織等の現職職員
③	再就職した元職員（職位問わず）	第３８条の２第５項	期間の定めなし	再就職した営利企業等との間の契約の締結や当該営利企業等に対する処分について自らが決定したもの（※）についての要求・依頼	在職していた組織等の現職職員
④	課長の職に，離職した日の５年前の日より前に就いていた再就職した元職員	第３８条の２第８項及び条例第２条	離職後２年間	①に加え，契約等事務であって離職した日の５年前の日より前に就いていた課長の職務に属するものについての要求・依頼	当該職に就いていたときに在職していた組織等の現職職員

（※）　「自ら決定した」とは，最終決裁権者となった場合をいいます。

３．届出，報告の義務化（地方公務員法第３８条の2第7項，第３８条の3，第３８条の6第2項関係）

改正後の地方公務員法において，働きかけを受けた職員による公平委員会への届出義務等が規定されるとともに，本市では，元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるため，条例において元職員に対し，再就職情報の届出を義務化することといたしました。

第３８条の２ 第７項	働きかけを受けた職員による公平委員会への届出義務	職員は，再就職者から２の①～④で禁止される要求又は依頼を受けたときは，公平委員会にその旨を届け出なければならない。
第３８条の３	違反行為の疑いに係る任命権者の報告	任命権者は，職員又は職員であった者に第３８条の２の規定に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは，公平委員会にその旨を報告しなければならない。
第３８条の６ 第２項及び 条例第３条	再就職情報の届出の義務化	部長級及び課長職に就いていた元職員は，離職後２年間，営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合は，日々雇い入れられる者となった場合等を除き，再就職情報を届け出なければならない。

具体的には，部長級及び課長職に就いていた元職員が，離職後２年間に，以下のいずれかに該当することとなる場合には，再就職情報を市長に届け出ることとされています。

＜届出が必要となる場合（以下のいずれかに該当）＞

① 報酬を得て，営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合

② 営利企業（特殊法人、認可法人は除く。）の地位に就いた場合

※　日雇いの場合又は①に該当する場合で，一定額以下の報酬を得る場合等は，この届出は不要となります。

＜届出の対象者，届出事項等＞

（１）届出の対象者　在職時に部長級及び課長職に就いていた元職員

（２）届出が必要な場合　離職後に営利企業以外の法人・団体又は営利企業の地位に就いた場合

（３）義務付け期間　２年間

（４）届 出 時 期　再就職をした後，速やかに（原則として「１か月以内」）人事担当課へ提出してください。

（５）届 出 事 項　以下の事項について，別記第１号様式に必要事項を記入し，人事担当課へ提出してください。

① 氏名

② 生年月日

③ 離職時の職

④ 離職日

⑤ 再就職日

⑥ 再就職先の名称

⑦ 再就職先の業務内容（定款，寄附行為等における目的等を参考に，主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入）

⑧ 再就職先における地位

（６）届出義務の適用除外となる場合

① 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるために退職し，引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合

② 再任用制度により再任用職員として採用された場合

③ 日雇いの場合（任期を１日とし，これが日々更新されることにより雇用される者の場合）

④ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって，１６０万円以下の報酬を得る場合

＜届出した事項に変更があった場合＞

届出した事項に変更があった場合は，速やかに人事担当課へ報告してください。

４．再就職情報の公表（地方公務員法第３８条の６第１項関係）

本市では，届出のあった本市退職者の再就職について，透明性の確保及び適正化を図るため，再就職状況の公表を行います。

＜公表の対象者，公表事項等＞

（１）公表の対象者　在職時に部長級及び課長職に就いていた元職員

（２）公表の時期等　毎年８月３１日までに，前年度の退職者の７月１日時点における再就職状況について，（３）に掲げる事項をホームページに掲載することにより公表を行います。

（３）公表する事項

① 離職時の所属名及び職名

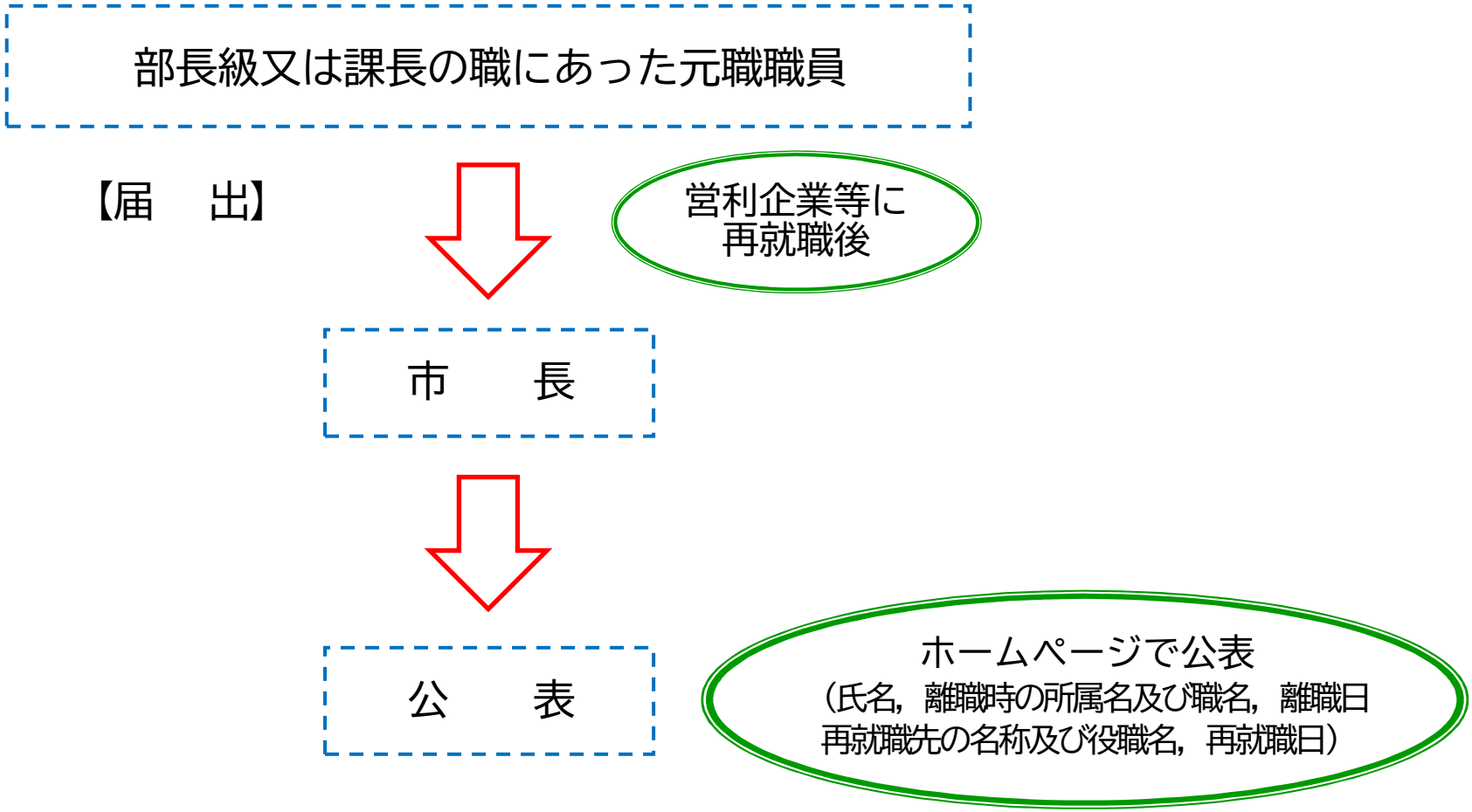
② 氏名

③ 離職日

④ 再就職先の名称及び再就職先における地位

⑤ 再就職日

再就職情報の届出及び公表（イメージ）



５．違反した場合の制裁措置
（地方公務員法第３８条の２第7項，第６０条，第６３条及び第６４条関係）

違反した場合は，改正後の地方公務員法において，次のとおり罰則等が規定されています。

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して，働きかけをした場合※ （※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	１０万円以下の過料 （第６４条）
	元職員が現職職員に対して，不正な行為をするように働きかけた場合	１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金 （第６０条第４号から第７号まで）
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金 （第６０条第８号）
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象 （第３８条の２第７項違反）
再就職あっせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして，営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	３年以下の拘禁刑 （第６３条第１号及び第２号）
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして，営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し，又は約束した場合	３年以下の拘禁刑 （第６３条第１号及び第２号）

６．その他（地方公務員法第３８条の２第６項第６号関係）

契約又は行政処分に対する働きかけであっても，公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として任命権者の承認を得た場合については，働きかけの禁止が解除されます。

公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合とは，電気，ガス，水道等の契約に関する職務その他現職職員の裁量の余地が少ない職務に関する場合です。

働きかけ規制の例外承認を得ようとする再就職者の方は，別記第２号様式に必要事項を記載の上，人事担当課へ提出してください。